▼提出された意見と市の考え方

№	意見	市の考え方
1	〔全体について〕 草津市災害廃棄物処理計画（案）の内容を確認するのですが、どこにもトイレパックが使用できるとの内容が見当りません。災害時トイレパックが使用できるか回答をお願いします。	草津市災害廃棄物処理計画（案）については、災害廃棄物の処理の方針を示すものであるため具体的な記載はしておりませんが、携帯トイレ・簡易式トイレにつきましては、下水道が機能しなくなった場合に使用されることも想定しており、ご意見の携帯トイレや簡易式トイレにより固形化されたし尿固形化物は、通常のし尿処理を行う湖南広域行政組合環境衛生センターでは処理ができないため、本計画 P.82 の表 2-34 記載のとおり適正処理困難物として位置づけすることを想定して、拠点回収し、処理が可能な施設にて焼却処分する計画としています。
2	〔全体について〕 町内会として、排出場所とか、気を付ける必要事項がありましたら、ご指示下さい。	排出場所につきましては、各家庭を戸別収集に回ることは困難ですので、各避難所または、市と町内会との協議により設けた拠点で排出いただくことを想定しています。 なお、気を付ける事項につきましては、排出する際に二重袋にて密閉するなど、中身の飛散防止・臭気対策が必要であると考えています。

3	〔P.25～P.26　避難所し尿の発生量の整理〕 避難所とマンホールトイレ等のし尿の発生量、収集運搬可能量が示されている。しかし、実際には上下水道が機能しなくなった場合は、当該地域のすべての家庭でし尿が何らかの形で溜まり、それらも運搬処理しなくてはならなくなるのではないかと思う。 なので、そういう場合を複数想定して、それらごとの対策案を検討する必要がある。 つまり、トイレが使えないとき、小便はどう溜めるのか？大便や紙はどう溜めるのか？それをどう収集し、どこに埋めるのか？などである。 今回、資源循環推進課で案を作られたのであるが、災害時の想定などを危機管理課などと情報共有しながら、検討し直す必要があると考える。	今回の計画では、下水道が機能しなくなった場合には、市販の携帯トイレ・簡易式トイレを使用されることも想定しています。収集や処理方法については、携帯トイレや簡易式トイレにより固形化されたし尿固形化物は、通常のし尿処理を行う湖南広域行政組合環境衛生センターでは処理ができないため、本計画 P.82 の表 2-34 記載のとおり適正処理困難物として位置づけすることを想定して、拠点回収し、処理が可能な施設にて焼却処分する計画としています。 また、今回の計画につきましては、危機管理課が取りまとめる草津市地域防災計画を補完する計画として策定しており、危機管理課等の関係部局と情報共有をしています。 なお、本計画 P.29 に記載しているとおり、災害廃棄物の処理の実効性を高めるため、毎年計画の内容を点検し、必要な場合に見直しを行うものとしています。
4	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 自然災害により発生する廃棄物の種類に、「廃家電、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、 有害廃棄物/危険物、廃自動車」から、個別対応業務の概要の有害廃棄物の・PRTR（化学物質 排出移動量届出制度）や PCB 保管等事業所等の情報を収集し、有害物質の保管場所等の位置を リスト化、地図化し、適正に処理とあるが、PCB は一般家庭の照明器具(S56 以前)の変圧器に 含まれることから、家電品からのリスト化や地図化とその区分分類も不可で有るとともに、環境負荷を含む、家電・廃自動車のフロンやアスベスト廃材などの回収したのちの区分が適切にでき、処理することができるのか。また、その対策は・・・職員が「有害廃棄物/危険物」の選別が	災害の発生により排出された PCB については、漏えいに留意し、個別保管・適正処分を行い、フロンについては専門業者（認定冷媒回収事業所）による抜き取り、アスベストについては、解体撤去前に事前調査を行い発見された場合は適正に除去するなど、国の指針等に基づき適正に処分することとしています。 また、有害廃棄物等については、研修や訓練を通じて関係する職員へ周知するとともに、住民の皆様には防災訓練等を通じて、これまでの仮設トイレの設置訓練に合わせて、避難所ごみの分別（本計画 P.44 表 2-6）なども周知いたします。 腐敗性の廃棄物については、基本方針として、本計画 P.11 に

	できるのか。事前学習会などのできるのか。また、職員だけでは、対応できないでと思われるので、自治会などの役員さんともに、ゴミの分類・トイレなどの設置の学習会や講習の必要性を感じる。また、夏季の場合には、生ゴミや魚介類・動物などの腐敗性廃棄物は、日中の数時間で腐敗 するため手立てが遅れることが 2 次災害に繋がる。	記載のとおり、周辺環境の悪化や感染症の発生・流行を予防するために、生活環境衛生の保全を最優先として対応いたします。 また、廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤の散布などの対応を計画しています。（本計画 P.44）
5	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 排出される災害ゴミの仮置場(市民仮置場、一次・二次仮置場)は、市及び県が設置するとあるが、学校施設での運動場への設定をしないようにし、被害状況にもよるが、学区ごとに事前設定を予防対策とするとともに、日頃からの事前 PR(設置場所・運用ルール)を図ることが賢明である。初動期の市情報ツール、専用チラシを用いての周知は不可と考えられる。※市情報ツール(設備の被災・電力の不足)、専用チラシの印刷・配布が可能か　※初動期とは、災害発生後何時間以内の設定定義がわからない。	市民仮置場については、本計画 P.49 表 2-13 に示すとおり、被災された住民が災害廃棄物を直接搬入する場所とし、児童遊園等を想定しています。 また、一次・二次仮置場につきましては、本計画 P.51 表 2-18 に示す仮置場候補地の選定基準に基づく設置を想定し、仮置場の設置場所につきましては、被害状況等を勘案して設置するべきものであることから、事前に周知は想定しておりません。 運用ルールにつきましては、本計画 P.56 の仮置場の運営、レイアウト等を基にルールを策定し、防災訓練等を通じて周知していくこととしています。 なお、初動期の広報につきましては、被害状況によっては市の情報ツールの使用が一時的に困難になることも想定されますが、市の情報ツールは情報伝達の優位なツールであると考えており、被害状況に応じて適宜使用していく予定であります。 また、専用チラシについては、配布物を事前に準備するなどの事前対応を想定しています。

		初動期の時間の定義につきましては、本計画 P.36 に記載のとおり、発災後数日間程度を想定しておりますが、期間の目安は、災害の規模や内容により異なるものと考えています。
6	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 仮設焼却炉の設置場所も事前検討するとともに、草津市災害対策本部・物資衛生部・衛生班だけの動きではなく、仮設住宅の設置場所も求められることから、災害廃棄物処理計画には、関連部署との事前検討し、計画を立てる必要性がある。	仮設焼却炉については、本計画 P.71 記載のとおり、災害規模に応じて処理量見込みを精査し、仮設焼却炉等の必要性および必要基数、設置場所を決定することとしています。 また、本計画については、地域防災計画を補完する計画であることから、関係部署と情報共有し、策定しています。
7	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 ゴミの排出などの啓発・広報であるが、市内には外国人居住者(住民登録者・登録不可者) もいることから、事前・災害発生後 PR はどうするのか。また、各種相談窓口の対応も同様である。	外国人居住者につきましては、5 か国語に翻訳した既存の「ごみ分別ブック」を活用した対応を想定しています。
8	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 避難所生活者の人数算出ですが、避難者が最も多くなる 1 週間後の避難者数が総人口の 20%と設定され、生活ごみが最も多くなる 1 日後の人口割合で算出されているが、矛盾が発生する。※避難者人数は、「草津市防災アセスメント調査業務・調査報告書」とあるが、根拠が明らかでない。	避難所生活者の人数算出につきましては、草津市防災アセスメント調査業務調査報告書に基づき算出してします。
9	〔第 1 編・対象とする災害廃棄物〕 仮設トイレ等し尿処理仮設トイレの備蓄も必要であるが、各避難所で備蓄できるか疑問である。備蓄場所も必要であり、各公共機関での避難所(改修時など)には、マンホールトイレの設置と整備を優先的に推進する必要がある。尿処理体制の構築で、「発災後 3 日以	仮設トイレにつきましては、避難想定を踏まえ、必要数に応じて各小学校の備蓄倉庫およびコミュニティ防災センターに備蓄しています（草津市地域防災計画）。 なお、マンホールトイレにつきましては、本計画 P.48 に記載のとおり計画的に設置を進めていきます。

	内にし尿処理開始」とあるが、災害時の処理可能量では、「1 日後収集」で算出されているが矛盾を感じる。また、仮設住宅が設置されることにより、ゴミ・し尿の収集も考えなければならない。	また、災害時の処理可能量（本計画 P.26）につきましては、し尿収集車両、施設が被災していないことを前提として最大処理能力を示すため、1 日後から算出しています。 なお、「発災後 3 日以内にし尿処理開始」につきましては、1 日後も含まれており、被災状況に係らず遅くとも 3 日以内に広域処理に係る支援要請等を含めし尿処理を開始することを想定しています。 仮設住宅につきましては、災害の状況に応じて設置するものでありますが、設置された場合は、通常の生活ごみ同様の収集を想定しています。 なお、災害状況、仮設住宅の設置状況に応じて、し尿も含め適宜収集計画を検討します。
10	〔第 2 編災害廃棄物処理・災害廃棄物処理全体に係る業務の概要〕 災害廃棄物処理の対応の予防対策で、「連絡、通信手段の整備や職員の安否確認、参集状況確認方法の検討」とあるが、この時点で確立もしておく必要性があると思います。※職員さんの参集の状況は、市内外を問わず、最悪状況で 1 時間以内に何人が所定の場所までに参集できますか。※草津市災害対策本部及び物資衛生部の指示系統をも含めて、参集ができますか。この部分についても、十分検討されることと、職員の人事についても考慮されるべきである。また、職員だけでは、対応できないでと思われるので、自治会などの役員さんとの連動性を日頃から取れる対応をするべきである。	災害廃棄物関連の衛生班では、連絡、通信手段の整備や職員の安否確認、参集状況確認方法については、災害発生後、速やかに災害廃棄物処理が行えるよう、すでにリスト化を行っています。 また、災害発生時の職員の参集につきましては、職員警戒体制動員計画に基づき、災害の種別・規模に応じて参集するよう定めています。 なお、防災訓練等を通じて、災害廃棄物のことも検討いただけるよう町内会などの役員さんとの連携を一層高めてまいります。

11	〔P.5　対象とする災害〕 意味合いが良く分かりにくいです。 ・被害の想定は表 1－5 をベースに想定する。（最大量を想定しやすいため） ・対象とする災害廃棄物は表 1－6 とする。 ・実際の対応は表 1－5 にかかわらず、他の自然災害でも適用する。 という意味で正しいでしょうか。そうでないなら、そうある事を希望します。	本計画につきましては、草津市地域防災計画に準じて、本計画 P.5 表 1－5 における災害についての災害廃棄物の発生量や処理フローを定めています。 なお、他の自然災害等に対しても本計画を適用し、柔軟に対応することも想定しています。
12	〔P.6　対象とする廃棄物〕 町内で災害時に発生することが想定されるし尿には、し尿を固めて簡易に廃棄できるようなタイプと、し尿を簡易にためる簡易仮設トイレタイプがあります。それぞれのタイプが処理できるよう計画お願いいたします。 特に固めるタイプのし尿は普通ゴミとして処理できるよう計画お願いいたします。	携帯トイレや簡易式トイレにより固形化されたし尿固形化物につきましては、通常のし尿処理を行う湖南広域行政組合環境衛生センターでは処理ができないため、本計画 P.82 の表 2-34 記載のとおり適正処理困難物として位置づけすることを想定して、拠点回収し、処理が可能な施設にて焼却処分する計画としています。
13	〔P.47　仮設トイレ等し尿処理〕 市で設置する仮設トイレ以外に各町内会や個人が簡易トイレ、仮設トイレなどを準備していることも想定されます。町内での仮設トイレの準備などをした場合のし尿処理も実施いただけるよう計画願います。	町内会にて設置いただいた仮設トイレにつきましては、災害発生時の交通状況やし尿収集車両が安全に収集できることなどの条件はございますが、市で収集処理をいたします。
14	〔P.47　仮設トイレ等し尿処理〕 草津駅周辺では、マンション等が多く、避難所の避難キャパシティを超えているのではないでしょうか。この場合、避難所への仮設	避難所での仮設トイレが不足する場合は、他の自治体等からの支援物資を優先的に配置するなどの対応を図る必要があると考えています。

	トイレだけでなく、比較的丈夫なマンションなどは、そのマンション付近への仮設トイレの設置も検討ください。	また、市として、マンションへの仮設トイレの設置は想定していませんが、草津市自主防災組織事業補助金を活用いただくなど、自主防災組織を通じた設置について検討いただければと考えています。 なお、設置いただいた仮設トイレにつきましては、災害発生時の交通状況やし尿収集車両が安全に収集できることなどの条件はございますが、市が収集処理をいたします。
15	〔P.47　仮設トイレ等し尿処理〕 人が集まると想定される駅周辺への仮設トイレの設置もご検討ください。	避難所以外の仮設トイレの設置は想定しておりませんが、駅周辺につきましては、駅前公衆トイレが利用いただける場合は、ご利用いただくよう考えています。
16	〔P.47　仮設トイレ等し尿処理〕 旧草津川跡への避難も想定される。de 愛広場などでの発生ゴミ、仮設トイレの設置、し尿の処理等も想定願います。	草津川跡地公園につきましては、避難集合場所として一時的な避難が行われることも想定され、本計画 P.48 に記載のとおりマンホールトイレを設置しておりますが、避難所として市が指定する広域避難所および避難所にはなっておりません。
17	〔P.47　仮設トイレ等し尿処理〕 町内ごとに独自のゴミ状況が発生することが想定されます。 例えば、エルティでは７階集会所、広場が一時避難場所となっています。 ７階での仮設トイレの設置の場合のし尿処理方法などにつて相談したいと考えています。町内ごとに事前に議論し柔軟な対応ができるようご検討お願いいたします。	災害時に発生する廃棄物の集積方法等につきましては、町内会や集合住宅ごとに細かな条件が異なり、災害発生時の交通状況やし尿収集車両が安全に収集できることなどの条件はございますが、事前に収集が可能かどうかご確認いただくためにも御相談いただければと考えています。